

令和7年度

西栗倉村一般会計補正予算

(第2号)

令和7年度西栗倉村一般会計補正予算（第2号）

令和7年度西栗倉村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,001,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和7年4月25日

専決

西栗倉村長 青木秀樹

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
20 村債		216,500	20,700	237,200
	1 村債	216,500	20,700	237,200
歳 入	合 計	3,981,198	20,700	4,001,898

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 教育費		299,136	19,149	318,285
	2 小学校費	44,250	12,930	57,180
	3 中学校費	19,524	6,219	25,743
12 予備費		31,250	1,551	32,801
	1 予備費	31,250	1,551	32,801
歳	出	合	計	
		3,981,198	20,700	4,001,898

第2表 地方債補正

(単位：千円)

補 正 前					補 正 後				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1. 過疎対策事業	201,900	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものとする。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り替えることができるものとする。	1. 過疎対策事業	222,600	証書借入	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は債権者と協定するものとする。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借り替えることができるものとする。

2 歳 入

(款) 20 村債

(項) 1 村債

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 過疎対策事業	201,900	20,700	222,600	12 学校施設整備事業 債	20,700	学校施設整備事業 20,700
計	216,500	20,700	237,200			

3 歳 出

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 小学校管理費	39,799	12,930	52,729		14,500		△1,570	10 需用費	△1,600	○小学校経常管理費 修繕料	△1,600 △1,600
								14 工事請負費	14,530	○学校施設整備事業(小学校) 工事請負費	14,530 14,530
計	44,250	12,930	57,180		14,500		△1,570				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	12,751	6,219	18,970		6,200		19	14 工事請負費	6,219	○学校施設整備事業(中学校) 工事請負費	6,219 6,219
計	19,524	6,219	25,743		6,200		19				

(款) 12 予備費

(項) 1 予備費

1 予備費	31,250	1,551	32,801				1,551	予備費	1,551	○予備費 予備費	1,551 1,551
計	31,250	1,551	32,801				1,551				